

【年金】

☆お役立ち情報☆ NO.2 2016.10

公的年金受給資格期間 25年から10年に短縮へ

.....

9月2日に、厚生労働省が提示した年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する内容が含まれた法案を自民党の厚生労働部会が了承しました。これにより、秋の臨時国会での成立を目指すこととなります。

年金の受給資格期間の短縮は、平成24年8月に成立した社会保障と税の一体改革の中の年金制度の改正に関する法律に含まれていて、消費税が10%に引き上げられた時期に実施とされていました。しかし、平成31年10月まで消費税の引き上げが延長になったため、受給期間の短縮も先送りになるのではという推測もありましたが、社会保障の充実策のひとつとして消費税の引き上げ前に行うこととなりました。

今回の期間短縮により、新たに年金を受け取ることができる人は60万人を超えるということです。臨時国会で成立をすれば、平成28年9月分より支給される見込みです。

※2016年11月16日の衆院本会議で可決、成立しました。年金の加入期間が10年以上25年未満の65歳以上の人に加え、厚生年金に1年以上加入していれば60歳以上の女性と62歳以上の男性も支給されます。